

(平成21年10月15日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認旭川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	2 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
厚生年金関係	4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年6月までの期間及び46年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年4月から同年6月まで
② 昭和46年7月から48年3月まで
③ 昭和49年6月から50年12月まで

昭和50年か51年ころに、A市役所の職員から、それまでの国民年金保険料の納付状況が確認できる文書をもらい、「未納期間がありますが、今なら過去の保険料を納付できますよ。」と勧められたので、申立期間を含む未納期間の保険料を一括して納付した。

私自身は、20歳からの国民年金保険料はすべて納付していると思っていたので、申立期間の保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年か51年ころに、A市役所の職員から、それまでの国民年金保険料の納付状況が確認できる文書をもらい、未納期間の保険料の納付を勧められたと主張しているとおおり、申立人が提出したA市から発行されている「国民年金保険料過年度分（昭和48年度以前）未納のおしらせ」には、発行日の記載は無いものの、未納期間として、申立期間①を含む39年11月から42年3月までの期間及び申立期間②の46年7月から48年3月までの期間と金額が示されている上、昭和48年度以前の未納期間の保険料を50年12月31日まで納付することができる旨の記載があることから、当該文書は、第2回の特例納付期間に発行された納付勧奨文書であることが確認できるところ、申立人の申立期間①の前後の26か月及び申立期間②の後の14か月が納付済みとなっており、特例納付は「先に経過した月の分から順次行うもの」とされていることから、申立期間①及び②の期間を未納のままにして、その前後の期間だけ

を納付することは考え難い。

さらに、B社会保険事務所の「フソク 18 ジョウノウフシヤリスト」では、申立期間①及び②の前後の納付済み期間のうち、昭和40年4月から41年3月までの期間及び41年7月から42年3月までの期間の国民年金保険料だけが特例納付されている記録となっており、社会保険庁の特殊台帳では、39年11月から40年3月までの期間は未納期間となっているが、オンライン記録では納付済みとなっていることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかったことがうかがえる。

一方、申立期間③については、法定免除及び申請免除期間であることから、特例納付では納付できず、納付するためには追納保険料の納付書の発行が必要となるが、申立人は、特例納付によりそれまで未納であった期間の国民年金保険料を一括して納付した記憶はあるものの、それとは別に納付書を発行してもらった記憶は無いとしている上、申立人が、申立期間③の保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和41年4月から同年6月までの期間及び46年7月から48年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年3月から同年9月まで
父親から、私の国民年金の加入手続は、昭和48年3月ころにA農業協同組合で行い、国民年金保険料は、同農業協同組合の組合員勘定でまとめて納めていたと聞いていた。

申立期間の国民年金保険料を納付していたことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間は7か月と比較的短期間であり、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間が無い上、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親及び同居していた申立人の母親は、申立期間を含んだ国民年金の加入期間に保険料の未納は無く、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の父親が、昭和48年3月ころに申立人の国民年金の加入手続を行い、A農業協同組合の組合員勘定で国民年金保険料を納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、49年4月15日に払い出されていることが確認できるところ、社会保険庁の特殊台帳から、申立期間直後の48年10月から同年12月までの申立人の保険料が、49年4月に納付されていることが確認できることから、その際に、父親が、申立期間のうち同農業協同組合の組合員勘定で納付可能な48年4月から同年9月までの保険料を納付しなかったとは考え難い。

2 しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点では、申立期間のうち昭和48年3月分の国民年金保険料は過年度納付でなければ納付できないが、A農業協同組合の組合員勘定では、現年度保険料は納付できたものの、過年度保険料を納付することはできなかったと考えられる上、申立人は、申立人の父親から、父親が同農業協同組合の組合員勘定以外の方法で申立人

の保険料を納付していたと聞いた記憶は無く、父親は、高齢のため、当時の納付状況を確認できないとともに、父親が、48年3月分の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書、家計簿等）は無く、ほかに父親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月21日から62年4月21日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を61年6月21日、資格喪失日に係る記録を62年4月21日とし、当該期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年6月21日から62年4月21日まで
② 平成元年5月1日から同年12月1日まで
③ 平成2年5月1日から同年11月1日まで
④ 平成4年4月21日から同年12月21日まで
⑤ 平成5年3月1日から同年12月24日まで
⑥ 平成6年3月2日から同年9月3日まで
⑦ 平成7年5月8日から同年12月3日まで
⑧ 平成8年2月19日から同年12月1日まで
⑨ 平成9年10月31日から11年5月25日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社（申立期間①）、B社（申立期間②及び③）、C社（申立期間④、⑤及び⑥）、D社（申立期間⑦及び⑧）、E社（申立期間⑨）で勤務していた期間の加入記録が無い旨の回答を得た。

いずれの申立期間も、給与から厚生年金保険料を控除されていたと記憶しており、加入していないとすれば行政側に問題があると考える。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録（昭和61年6月21日取得～62年4月20日離職）及び同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人の供述及び連絡の取れた同僚の証言から、申立期間当時の従業員数は12人程度であったものと考えられるところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間における当該事業所の厚生年金保険被保険者数は最多で12人であることが確認できる。さらに、連絡の取れた同僚からは、勤務期間と厚生年金保険の加入期間が異なっている旨の回答は無い上、申立期間において被保険者資格を取得した6人のうち5人の加入期間が、申立期間よりも短い5か月以下（最短は1か月）であることを踏まえれば、当該事業所では、すべての従業員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとしていたものと推認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和61年6月21日から62年4月21日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、同職種の元従業員の昭和61年6月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所は昭和63年7月1日に適用事業所ではなくなっている上、事業主及び役員は死亡しており確認できないが、社会保険事務所の申立期間における当該事業所に係る厚生年金保険被保険者原票には申立人の氏名は確認できず、整理番号にも欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る61年6月から62年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②及び③については、雇用保険の加入記録（平成元年5月1日取得～同年11月30日離職、2年5月1日取得～同年10月31日離職）から、申立人が申立期間においてB社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所の保管する適用事業所名簿によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成2年12月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、連絡の取れた複数の同僚は、「適用事業所となる前から勤務してい

たが、（適用事業所となる前の期間については、）厚生年金保険料を控除されていた事実は無い。」旨を証言している。

申立期間④、⑤及び⑥について、雇用保険の加入記録（平成4年4月21日取得～同年12月20日離職、5年3月1日取得～同年12月23日離職、6年3月2日取得～同年9月2日離職）及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてC社に勤務していたことは確認できるものの、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となった日は平成9年9月1日であり、申立期間当時は適用事業所ではないことが確認できる。

また、当該事業所からは、「（適用事業所となる前の期間から、）F国民健康保険組合に加入していた。平成9年9月1日からは、厚生年金保険とセットでなければ、同国民健康保険組合は継続できなくなったため、適用事業所となった。」との回答を得ているところ、連絡の取れた複数の同僚は、「適用事業所となる前から勤務していたが、（適用事業所となる前の期間については、）厚生年金保険料を控除されていた事実は無い。」と証言しており、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、当該事業所において申立期間当時に勤務していたことが推認できる同僚3人は、いずれも9年9月1日より前の期間において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付した記録となっていることが確認できる。

申立期間⑦及び⑧について、雇用保険の加入記録（平成7年5月8日取得～同年12月2日離職、8年2月19日取得～同年11月30日離職）及び同僚の証言から、申立人が申立期間においてD社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、当時の社会保険事務担当者は、「社会保険に加入している者と加入していない者が混在していたが、申立人が社会保険に加入していたか否かは記憶に無い。」と証言しており、連絡の取れた元従業員のうち2人も、「社会保険に加入している人と、加入していない人がいた。」と証言している。また、元従業員が同僚として名前を挙げた者のうち2人に当該事業所における厚生年金保険の加入記録が存在しておらず、社会保険庁の管理するオンライン記録には、申立期間における整理番号に欠番は無いことを踏まえれば、当時、当該事業所では、すべての従業員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認できる。

なお、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、平成9年10月31日に、申立期間中の7年9月から9年3月までの国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑨について、労働基準監督署及びE社の回答から、申立人は、平成9年1月13日から、同年2月17日に負傷するまでE社に勤務していたことが推認できるが、当該事業所から申立期間における勤務の事実を確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、申立人は、「労災の給付金は会社を通して受け取っており、厚生年金保険料を控除されていた。」と主張しているが、E社は、「申立人を厚生年金保険には加入させていなかった。」と回答しており、労働基準監督署提出の申立人に係る「休業補償給付支給請求書」の写しには、申立人の銀行口座が記載されていることから、当該事業所が、申立人の当該給付金を申立人に代わって受領していた事情はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間②から⑨までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②から⑨までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を53年7月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から同年7月15日まで

社会保険庁から送られてきたねんきん特別便の書類を確認したところ、A社の厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和53年4月1日となっているが、同日以降も同社に継続して勤務しており、厚生年金保険にも継続して加入していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたものと認められる。

また、申立人の資格喪失日（昭和53年4月1日）以降も申立人と一緒に勤務していた同僚は、「申立人の勤務形態に変更は無かったと記憶している。」と証言しており、このほかに、申立人の申立期間における勤務形態に変更があったことをうかがわせる証言は得られていない上、昭和53年において厚生年金保険の加入記録のある同僚（4人）は、いずれも資格喪失日と退職日はおおむね一致している旨を証言している。

一方、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、A社が適用事業所ではなくなった旨の記録は見当たらないものの、昭和53年7月までは勤務していたとする同僚を含む、当該事業所における厚生年金保険の最後の資格

喪失者である2人の被保険者資格の喪失日は、ともに同年7月1日であり、同日以降において被保険者は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月1日から同年7月1日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、申立人の昭和53年3月の社会保険事務所の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時のことは不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料の徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

旭川厚生年金 事案280

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年7月から40年8月まで
② 昭和42年10月から43年1月まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したが、A社B支店で勤務していた期間（申立期間①）と、C社で勤務していた期間（申立期間②）の加入記録が無いとの回答を得た。当時、A社では作業員として勤務し、C社では住み込みで製造の仕事に就いていた。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の証言から、申立人が申立期間当時にA社B支店で勤務していたことはうかがえるものの、期間については明確な証言は得られず、当該事業所から申立人の勤務期間及び勤務形態を確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、元従業員の証言から、当時、A社B支店では、正社員は、厚生年金保険に加入するとともに、労働組合に加入する取扱いとしていたものと考えられるところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人が記憶していた同職種の同僚2人、及び入社時期に関する回答のあった同職種の元従業員6人については、入社時期から、最長で約4年、平均で約2年後に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっている上、このうち5人からは、労働組合への加入時期についても厚生年金保険の加入時期とほぼ一致している旨の証言を得ていることを踏まえれば、当該事業所では、すべての従業員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認される。

申立期間②について、同僚の証言から、申立人が申立期間当時にC社に勤務していたことはうかがえるものの、期間については明確な証言は得られず、同社から申立人の勤務期間及び雇用形態を確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、当時の事務担当者は、「申立期間当時は厚生年金保険への加入は社長か専務が決めていたので、短期間（申立期間は4か月）であれば（厚生年金保険に）加入させていないかもしれない。」と証言しているところ、申立期間において厚生年金保険の加入記録が存在している元従業員で入社時期に関する回答のあった者（2人）は、入社時期から2、3か月後に厚生年金保険被保険者資格を取得した記録となっている上、元従業員が同僚として名前を挙げた者3人については当該事業所において厚生年金保険の加入記録が見当たらないことから、当該事業所では、すべての従業員を入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認される。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月1日から10年4月1日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社で勤務していた期間のうち、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。しかし、同社には昭和63年から勤務しており、同社がデパートにテナントを出店した平成4年10月以降も、同僚と一緒に年間を通して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務していたと主張しているが、元従業員の証言、並びに申立人の雇用保険の加入記録（平成4年9月12日取得～5年4月19日離職、同年10月1日取得～6年3月31日離職、9年3月1日取得～10年3月31日離職）及び雇用保険受給記録から、申立人は、申立期間のうち、雇用保険の加入期間において、当該事業所がデパートに出店していたテナントに勤務していたものと認められる。

また、申立人及び元従業員の証言から、申立期間以前は、当該事業所はデパートに常設のテナントを持たず、秋から冬までの期間だけ、申立人1人が販売に当たっていたが、平成4年10月からはテナントを出店し、常勤の社員（1人）と申立人との2人で勤務していたものと考えられるところ、社会保険庁のオンライン記録によれば、当該同僚には、申立期間において継続して厚生年金保険の加入記録が確認できる。

一方、当該事業所の元従業員（5人）は、申立人及び申立人と一緒に勤務していた同僚について、「正社員は常勤であったが、申立人は補助的な働き方で、月に15～16日程度の勤務だった。」、「申立人は雇用保険にだけ加入す

る働き方だった。」と証言しており、このほかに、申立人が申立期間において厚生年金保険に加入する取扱いとされていた事情はうかがえない。また、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立人は、申立期間のうち、60歳に到達した月の翌月（平成6年＊月）から年金を受給した記録が確認できるが、当該期間において厚生年金保険に加入していれば在職老齢年金制度に基づく支給調整が行われると考えられるところ、当該支給調整の記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月1日から平成元年10月30日まで
② 平成元年11月5日から2年1月20日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入期間を照会したところ、A社（申立期間①）及びB社（申立期間②）で勤務していた期間の加入記録が無いとの回答を得た。

しかし、常に社会保険の完備された事業所を選び、正社員として採用されたので、厚生年金保険にも加入していたはずである。

申立期間について厚生年金保険被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、元従業員の証言から、申立人が申立期間当時にA社で勤務していたことはうかがえるが、期間については明確な証言は得られず、同社から申立人の勤務期間及び雇用形態について確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、申立人を記憶していた元従業員は、「申立人の勤務期間は半年くらいだったと思う。」と証言している上、平成元年4月21日に資格を喪失した記録となっている元従業員は、「（自分の勤務している間に）申立人はいなかった。」と述べていることから、申立人の実際の勤務期間は、同年の春以降の数か月間と考えられる。

さらに、申立人は、当時の従業員数を20人程度と述べているところ、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、申立期間のうち平成元年4月から同年10月までの間の被保険者数は最多で12人となっている上、入社時期に関する回答のあった元従業員（2人）は、入社から数か月から1年程度後に

厚生年金保険に加入している記録となっているほか、申立人及び元従業員から同僚として名前の挙がった者の中に、当該事業所において厚生年金保険の加入記録が存在していない者が存在していることを踏まえれば、当時、当該事業所では、すべての従業員について入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認される。

加えて、連絡の取れた元従業員からは、厚生年金保険に未加入の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は無い上、元従業員のうち3人の雇用保険の加入記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録と一致していることから、当時、当該事業所では従業員を厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させる取扱いとしていたものと考えられるが、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は見当たらない。

申立期間②について、元従業員の証言から、申立人が申立期間当時にB社に勤務していたことはうかがえるが、期間については明確な証言は得られず、同社から申立人の勤務期間及び雇用形態について確認できる人事記録等の資料は得られなかった。

また、当該事業所から提出のあった、事業所で作成していた厚生年金保険被保険者の台帳には申立人の名前は確認できない上、当該台帳の記載は、社会保険庁の管理するオンライン記録の内容と一致している。

さらに、申立人と同職種（配送業務）の元従業員は、「申立人を覚えているが、勤務期間（申立期間は2か月）はごく短かったので、試用期間中に退職したのではないか。」と証言しており、社会保険庁の管理するオンライン記録によれば、入社時期に関する回答のあった当該元従業員、及び配送業務担当の元従業員1人は、入社から約2か月後に厚生年金保険に加入した記録となっていることから、当時、当該事業所では、すべての従業員について入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと推認される。

加えて、連絡の取れた元従業員からは、厚生年金保険に未加入の期間において給与から厚生年金保険料を控除されていた旨の証言は無い上、元従業員のうち3人の雇用保険の加入記録を確認したところ、厚生年金保険の加入記録と一致していることから、当時、当該事業所では従業員を厚生年金保険と雇用保険に同時に加入させる取扱いとしていたものと考えられるが、申立人の当該事業所における雇用保険の加入記録は見当たらない。

このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

旭川厚生年金 事案283

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月21日から4年1月1日まで

平成3年6月から同年12月末まで、A社で運転手として勤務し、1日8時間、週6日働いていた。当時の源泉徴収票には、社会保険料の金額が記載されているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録（平成3年6月21日取得～同年12月31日離職）、申立人提出のA社に係る源泉徴収票及び同僚の証言から、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、社会保険庁のオンライン記録によれば、申立人は申立事業所の前に勤務していた事業所（B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失日（平成2年12月11日）と同日付けで健康保険の任意継続被保険者資格を取得し、申立事業所の後に勤務した事業所（C社）における厚生年金保険被保険者資格の取得日（平成4年6月24日）と同日付けで当該任意継続被保険者資格を喪失した記録となっており、申立期間において、厚生年金保険に加入していた事情はうかがえない。

また、申立人提出の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額（27万232円）は、申立人の平成2年11月における標準報酬月額（24万円）に基づく、健康保険の任意継続被保険者期間に係る健康保険料と、申立事業所における給与及び賞与の支払金額（144万6,100円）に基づく雇用保険料を合算した金額とほぼ一致することが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。